

6 放課後子供教室について

【放課後子供教室とは】 【文部科学省】

小学校の全ての児童を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な児童の活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、児童に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、児童が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。

国「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」

- ・年間250日未満
- ・一日当たり4時間以内、
- ・休業日等で特に必要な場合は8時間以内



【津市放課後子供教室】

- ・放課後児童クラブの組織化が困難な小学校を中心に子どもたちの居場所の確保の一助とするために設置

○開催日数

- ・週3日以内

○開所場所

- ・原則として学校の余裕教室 近隣の公共施設も可

○開催時間

- ・1日3時間以内

○事業内容

- ・学習活動、体験活動、交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。

学習活動(指導)	宿題、予習、復習、補充学習、プリント学習など	
体験活動	文化芸術	茶道、華道、絵画、陶芸、ものづくり、実験、英会話、裁縫、料理、お菓子づくり、花の栽培など
	スポーツ	野球、サッカー、卓球、バドミントン、ミニバスケットボール、一輪車、ダンス、よさこいなど
交流活動	地域人々との交流、民話や地域の話、昔の遊び、農業体験など	

○運営配置

地域コーディネーター

学校や地域との連絡調整、協力者の確保、活動プログラムの企画、当日の運営等を行います。

教育活動推進員

当日の学習・体験・交流プログラムを中心的に実施します。

教育活動サポーター

活動の補助等、プログラムの実施をサポートします。